

損害賠償額の予定・違約金条項（法第9条第1号）について（第6回）

現行法第9条第1号に規定する「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設けるべきという考え方について、どう考えるか。また、推定規定以外に消費者の立証負担を緩和するための規律を設けること等について、どう考えるか。

【本資料の内容】

第1. はじめに	2
1. 差止請求訴訟の分析	2
2. 現行法下での課題	5
(1) 立証資料獲得の困難性	5
(2) 審理期間の長期化	6
(3) 小括	7
第2. 規律のあり方	8
1. 文書提出命令の特則	8
(1) 本研究会における議論の状況	8
(2) 検討	8
ア 手続の利用主体について	9
イ 文書提出命令の要件について	9
ウ 秘密保持義務を課す際の要件について	11
2. 適格消費者団体による実体法上の資料提出請求権	12
(1) 本研究会における議論の状況	12
(2) 検討	12
ア 情報収集を行うための規定の整備	12
イ 提出を求める資料の特定について	13
【参照条文】	15

第1. はじめに

「平均的な損害の額」に関し、消費者の立証負担を緩和するための規律を検討するに当たっては、実例を踏まえつつ具体的に議論していくことが不可欠であると考えられる。そこで、消費者庁において以下のとおり、差止請求訴訟のケースの分析を行った。

1. 差止請求訴訟の分析

適格消費者団体による法第9条第1号に関する差止請求訴訟のケースを分析したところ¹、運用としては、まず、適格消費者団体が、解約時に発生する実損害の積算や同業他社の条項との比較等により、当該事業者の予定する損害賠償額が、「平均的な損害の額」を超える旨を主張する（ステージⅠ）²。これに対して、事業者が「平均的な損害の額」について一定の考え方を示して争うことにより、次第に争点が整理されていく（ステージⅡ）。争点が明確化するにしたがい、当事者は、それぞれの主張の根拠となる証拠を提出することになるが、「平均的な損害の額」に関する証拠は構造的に事業者側に集中していることから、その提出の是非をめぐり当事者が争う傾向にある³（ステージⅢ）。こうした審理の経過を整理したものが後掲のモデルである（『平均的な損害の額』が争われる訴訟の経過モデル」参照）。

争点の整理や証拠調べに当たっては、損害賠償額を予定する条項を作成し、その根拠資料を保有する事業者の協力が不可欠と考えられるところ、早期に争点を整理し、証拠調べを適切に行うためには、①争点整理段階（ステージⅡ）において、事業者に対し「平均的な損害の額」につき一定の考え方を説明するよう促し、②証拠調べ段階（ステージⅢ）において、根拠となる資料を保有する事業者に対して、必要に応じ提出を促すことが適切であると考えられる。

さらに、仮に事業者から一定の資料（例えば、計算書類や附属明細書の基礎となる帳簿等）が提出されたとしても、そのみでは、「平均的な損害の額」をどのように算定したかを明らかにすることは必ずしも容易ではないと考えられる。もとより、解約に伴い事業者に生ずる損害の賠償額を予定する条項を定めるに当たっては、そうした資料をもとに、事業者が、一定の考え方に基づき金額を定めているべ

¹ 京都地判平成26年8月7日結婚式場解約金条項使用差止請求事件【77】等。

² 第5回資料1、（五條弁護士提出資料）、7頁。

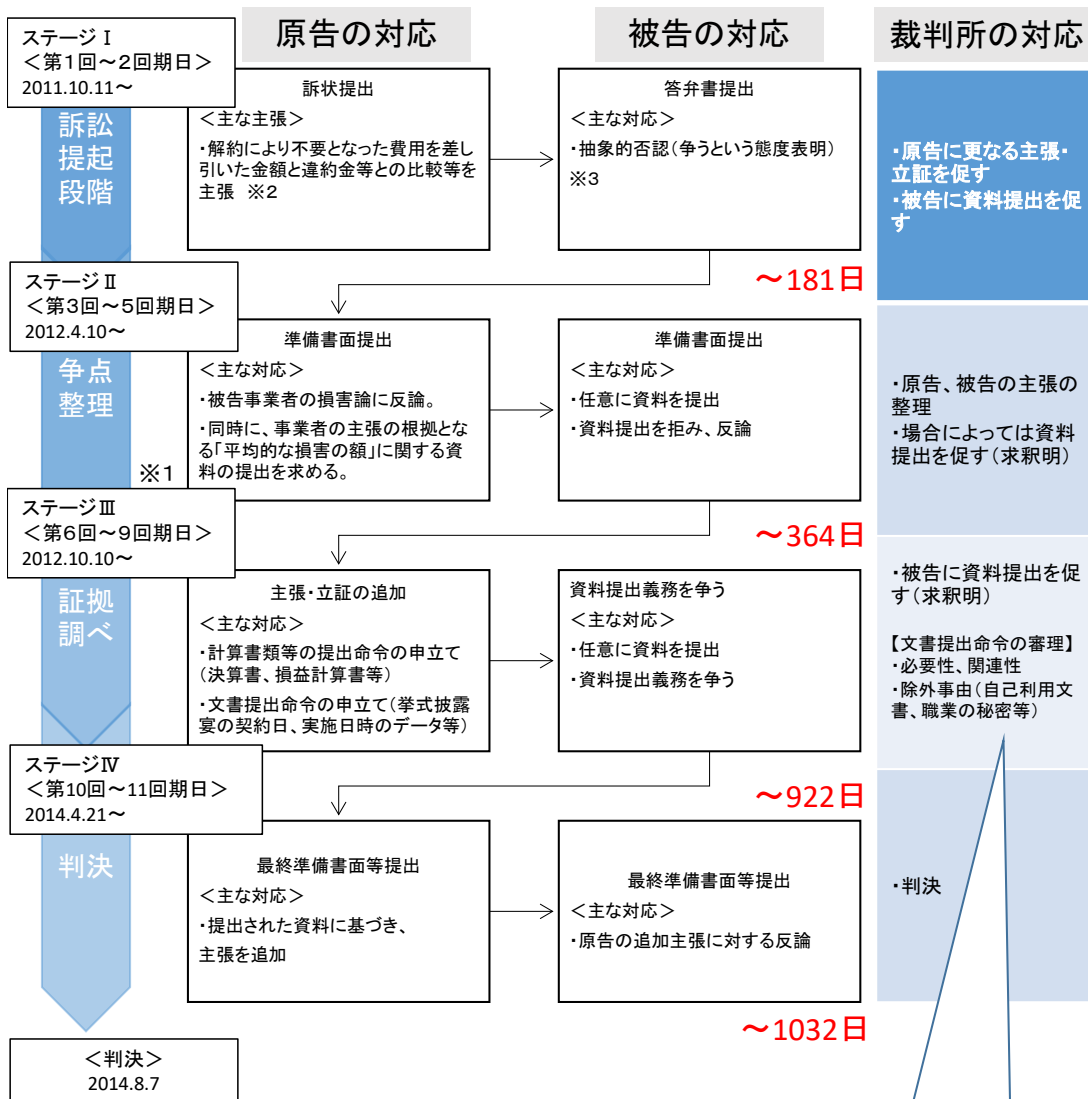
³ 第5回資料1（五條弁護士提出資料）、8頁は、訴訟において事業者に「平均的な損害の額」の算定根拠を明らかにするよう求めるが拒否されるケースが相当数あることを指摘する。

きことからすると、当該事業者において、それらの資料からどのように「平均的な損害の額」を算定したかの説明がなされることが必要である⁴。こうした事業者による協力が得られることによって、審理の充実や促進、それによる訴訟コストの低減などに繋がるものと考えられる。

⁴ 第5回資料1（五條弁護士提出資料）、8頁は、決算書類や会計帳簿等については、単に資料を閲覧しただけでは、「平均的な損害」の算定を行うことは極めて困難であると指摘する。

「平均的な損害の額」が争われる訴訟の経過モデル

京都地判平成26年8月7日結婚式場解約金条項使用差止請求事件【77】



- ※1 主張整理段階と証拠整理段階は、明確に区別されるものではなく、原告は、被告の主張を踏まえて、具体的な「平均的な損害の額」に関する資料を特定し、その提出を要求することが多い(裁判所の求釈明を求めるなど)。
- ※2 このほか、原告からは、①解約時に発生する実損害の積算、②同業他社や標準約款等との比較などが主張される傾向にある。
- ※3 このほか、被告からは、原告の立証不十分を指摘し更なる主張、立証を求めるケースがある。

【文書提出命令に関する審理】376日

- 2013.4.10 文書提出命令の申立て
- 2013.7.5 却下決定
- 2013.7.12 抗告
- 2013.10.11 抗告棄却決定
- 2013.10.18 抗告許可申立て
- 2014.4.21 抗告棄却決定

2. 現行法下での課題

以上に関して、差止請求訴訟について分析を行った結果、次のような課題が存在すると考えられる。

(1) 立証資料獲得の困難性

「平均的な損害の額」は当該消費者契約と同種の契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき損害の額であるため、その算定には、事業者の事業活動のうち、同種の契約に関する利益率や原価の開示が必要な場合があり得る。現行法上、これらが営業秘密に属する場合には提出されないことがあり、文書提出命令の利用だけで立証資料を獲得することが困難であるという指摘⁵がある。また、適格消費者団体による法第9条第1号に関する差止請求訴訟においても、職業の秘密に当たること等を理由に文書提出命令が却下されている事例が存在するところ⁶、こうした判断は事例に即してされるため⁷、申立人にとって必ずしも予測可能性があるとはいえない。こうしたことが、審理時間やコストをかけてまで文書提出命令の申立てを行うことに対して消極的な態度となる要因となっているものと考えられる。

さらに、仮に事業者から一定の資料（例えば、計算書類や附属明細書の基礎となる帳簿等）が提出されたとしても、そのみで「平均的な損害の額」を算定することは必ずしも容易ではないと考えられる⁸。この点を踏まえると、会計帳簿等の原資料のみならず、「平均的な損害の額」を合理的に算定できるような資料が提出され（例えば、当該消費者契約と同種の契約についての粗利益、非再販売率等が整理されたデータ等）、または、資料提出と併せて事業者からどのようにして「平均的な損害の額」を導いたかという説明を促す等の方法により、その算定根拠の妥当性を検証できるようにすることが必要である。

⁵ 第5回資料1（五條弁護士提出資料）8頁。

⁶ 例えば、京都地判平成26年8月7日【77】。

⁷ 最決平成20年11月25日民集62巻10号2507頁は、「文書提出命令の対象文書に当たる情報が記載されていても所持者が本法220条4号ハ・197条1項3号に基づき文書の提出を拒絶することができるのは、対象文書に記載された職業の秘密が保護に値する秘密に当たる場合に限られ、当該情報が保護に値する秘密であるかどうかは、その情報の内容、性質、当該民事事件の証拠として当該文書を必要とする程度等の諸事情を比較衡量して決すべきものである」としている。

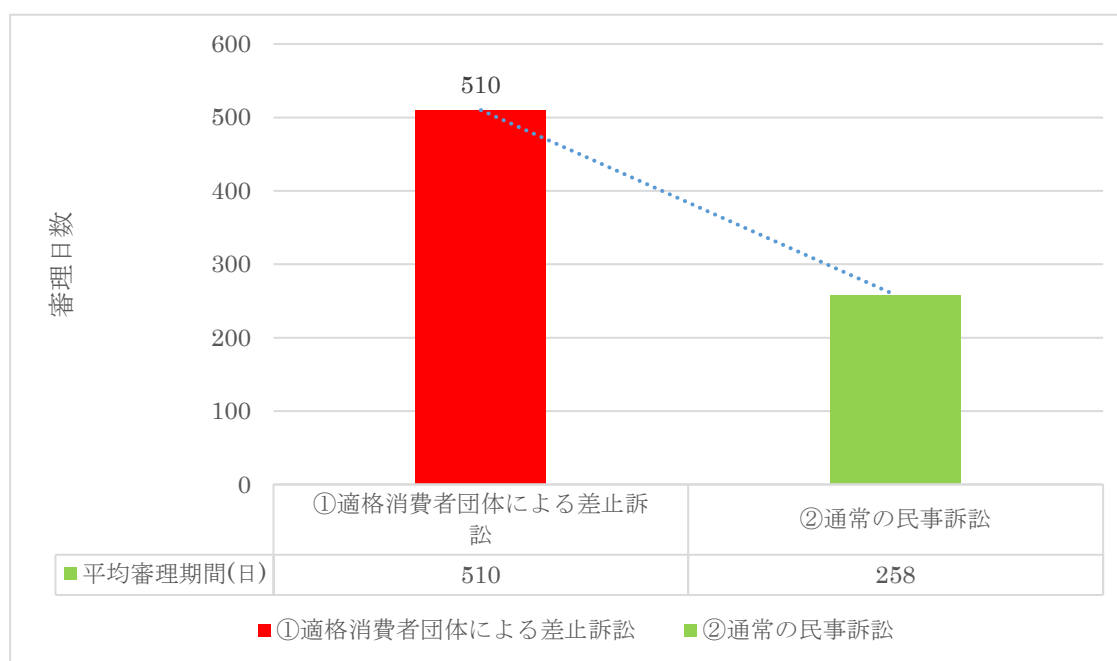
⁸ 第5回資料1（五條弁護士提出資料）6頁以下は、「平均的な損害」の立証においては、事実そのものではなく、算定結果が立証目標となるため、既存の相手方手持ち証拠の開示手法のみでは必ずしも消費者側の立証が容易ではないこと、例えば、決算書類や会計帳簿、営業報告書等については単に資料を閲覧しただけでは「平均的な損害の額」の算定を行うことが極めて困難であることを指摘する。

(2) 審理期間の長期化

適格消費者団体の差止請求権は、消費者契約における同種被害の未然防止・拡大防止を図る観点から付与されるものであり、その目的を達成するためには、できる限り迅速に裁判所の審理を進める必要がある。ところが、現状では、適格消費者団体による法第9条第1号に関する差止請求訴訟の平均審理期間は、通常の民事訴訟を大きく上回っており（下記表1）、さらに本研究会においても、その期間は、近時、より長期化傾向にあるとの指摘がされている⁹。

この点については、特に、「平均的な損害の額」に関する根拠資料が提出されず、消費者側から文書提出命令の申立がなされた場合、申立の必要性や職業の秘密等の文書提出義務の除外事由の該当性をめぐり、訴訟がさらに長期化する傾向にある（下記表2）。

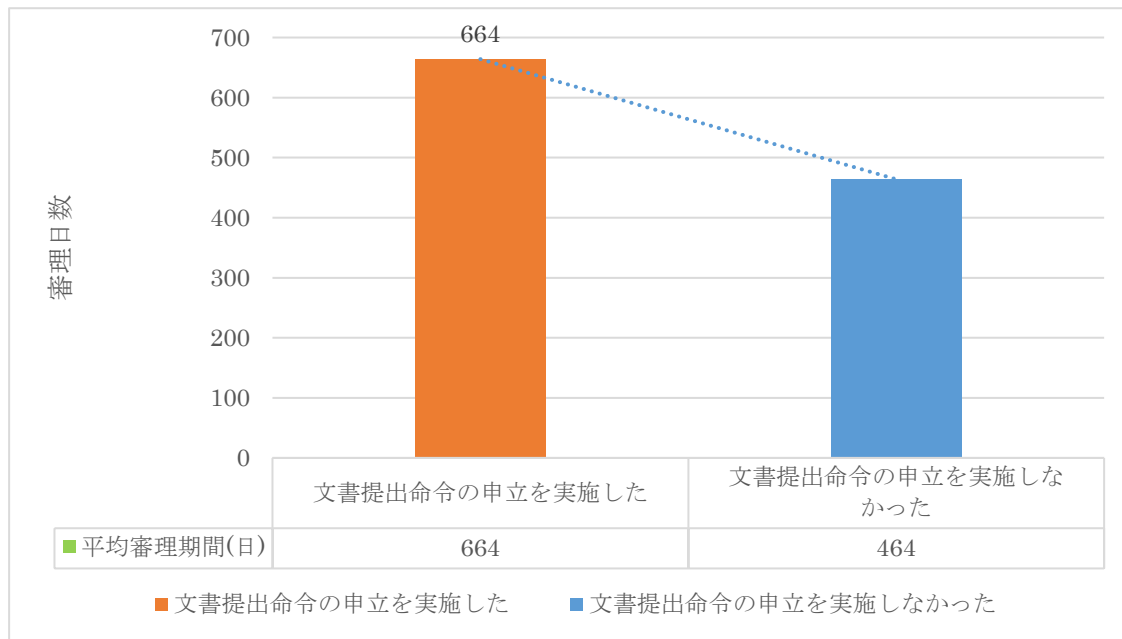
表1 平均審理期間の比較（適格消費者団体による差止請求訴訟）¹⁰



⁹ 第5回資料1（五條弁護士提出資料）9頁。

¹⁰ グラフは、①適格消費者団体が「平均的な損害の額」に関しこれまで提起した差止請求訴訟40件（うち令和元年6月13日時点までに第一審判決が言い渡されたもの）の平均審理日数を集計したものと、②民事第一審訴訟事件全体の平均審理日数（裁判所ウェブサイト「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第7回)」（平成29年7月21日公表）18頁）を比較したものの。

表2 平均審理期間の比較（文書提出命令の申立の有無）¹¹



（3）小括

以上のように、法第9条第1号に関する差止請求訴訟においては、「平均的な損害の額」の根拠資料が営業秘密に属する場合、文書提出命令の制度の利用だけでは立証資料が提出されるとは限らず、また、文書提出命令を利用した場合には審理が長期化する傾向にある。

こうした問題に対処するためには、訴訟の審理経過にしたがい、事業者に資料の提出を促すとともに、併せて算定根拠について説明を促すことが必要である。事業者「平均的な損害の額」の算定根拠の明示を求める制度¹²（積極否認の特則）や、事業者「平均的な損害の額」の根拠資料の提出を求める制度¹³（文書提出命令の特則）は、これらを単独で利用するよりも組み合わせることで、早期の争点整理及び適切な証拠調べを実現し、審理促進の効果を発揮すると考えられる。

¹¹ グラフは、適格消費者団体が「平均的な損害の額」に関しこれまで提起した差止請求訴訟40件中、①文書提出命令の申立を実施したもの9件、②実施しなかったもの31件（文書提出命令の申立て実施7件、実施なし26件）につき平均審理日数をそれぞれ集計したもの。

¹² 第5回資料2（消費者庁提出資料）16頁、案②—1。

¹³ 第5回資料2（消費者庁提出資料）18頁、案②—2。

第2. 規律のあり方

以下は、第1. で示した課題や本研究会における議論の状況に照らして、更に議論を深める必要があると思われる点について検討したものである。

1. 文書提出命令の特則

〔第5回における事務局提案〕¹⁴

【②-2案】（文書提出命令の特則）

- 裁判所は、当事者の申立てにより、事業者に対し、平均的な損害の額について立証するため必要な書類の提出を命ずることができる。事業者の申立てがあったときは、相手方当事者に対し、第三者に開示してはならない旨を命ずるものとする。という規定を設ける。

（1）本研究会における議論の状況

研究会では、民事訴訟法上の文書提出命令の特則規定を設けるという考え方について、秘密保持義務との組み合わせで民事訴訟法よりも柔軟に提出義務の範囲を拡張するような規律を積極的に検討すべきであるという意見や、事業者に積極的に資料を提出させる仕組みを作るべきとして本規定案を支持する意見があった。他方で、更に検討すべき課題として、概要、以下の指摘があった。

まず、事業者の秘密保持に配慮して、本規定案の利用主体を適格消費者団体に限定すべきという指摘があった。次に、事業者の申立てにより、できる限り簡易かつ迅速な審理により消費者に秘密保持義務が課されるとすると、結果的に訴訟記録中に営業秘密として保護すべき内容が含まれておらず訴訟記録の閲覧制限¹⁵が認められないような場合にも秘密保持義務が課せられることとなる可能性も排除できないため、訴訟記録の閲覧制度との整合性等を踏まえつつ、要件について検討する必要があるという指摘があった。

（2）検討

¹⁴ 第5回資料2（消費者庁提出資料）、18頁。

¹⁵ 民事訴訟法第92条は、訴訟記録中に営業秘密が記載されていること等、一定の事由につき疎明があった場合に限り、訴訟記録の閲覧等の請求ができる者を当事者に制限することとしている。

ア 手続の利用主体について

本規定案では、裁判所が、事業者の申立てにより、できる限り簡易かつ迅速な審査により相手方当事者（消費者又は適格消費者団体）に秘密保持を命ずるとともに、この秘密保持命令に違反した者には、刑事罰の制裁が科されることを想定している。

本規定案は、文書提出命令という強制力を伴う仕組みである一方で、営業秘密の漏洩が発生した場合、事業者にとって回復困難な損害が生じるリスクも否定できないことから、より秘密保持に配慮した仕組みとすることも考えられる。

すなわち、適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定を受け、消費者庁の監督の下、守秘義務その他の規定を順守することが義務付けられているとともに、濫用的な差止請求及び被害回復関係業務を実施することができないこととされているなど¹⁶、適正な活動を行うことが制度的に担保されている。

この点を踏まえ、本規定案については、文書提出命令の申立ての主体を適格消費者団体に限定することが考えられるが、どうか。

イ 文書提出命令の要件について

本規定案では、対象文書が「平均的な損害の額」の算定のために必要であると認められない場合等を除き、原則として命令を受けた事業者には提出義務が生ずることを想定している。他方、あわせて秘密保持に配慮した仕組みを設けるとはいえ、事業者の予測可能性を担保するという観点からは、提出の対象となる文書があらかじめ明確なものとなっていることが望ましい。そこで、例えば次のいずれかの仕組み（又はこれらを組み合わせる）を設けることが考えられる。

第一に、当該事案の解約料が「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いことなど、提出が真に必要な旨の何らかの認定をまず経た上で命令が行われる仕組みとすることが考えられる。その認定の内容としては、例えば、①解約料が当該業種における標準約款等に定められた、いわゆる業界水準と比較して著しく高額であること、②一定の契約期間が存在する場合に、中途解約したときは、解約時期がいつかに関わらず一律に残期間分の予定支払い金額の全額を解約料として請求していること等が考えられる。

¹⁶ 適格消費者団体は、団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該差止請求に係る相手方に損害を加えることを目的とする場合は、差止請求をすることができないこととされている（法第12条の2第1項第1号）。

第二に、対象となる文書をあらかじめ限定した上で、その範囲内で提出義務を課すこととすることも考えられる。「平均的な損害の額」の根拠となる資料¹⁷については、損害類型別にあらかじめこれを特定することは、一定の範囲内では可能であるとも考えられることから、例えば、同一事業者が締結する多数の同種契約における売上げや解約件数を記載した資料など¹⁸、「平均的な損害の額」の立証に必要と考えられる文書を具体的に特定した上で、その範囲内で提出義務を課すことも考えられる¹⁹。

なお、現行法において、会社法及び一般社団法人・一般財団法人法には、裁判所が会計帳簿の提出を命ずる規定が存在する²⁰。しかし、仮に、計算書類及びその附属明細書の基礎となる帳簿等が提出されたとしても、そのみでは、当該事業者が当該消費者契約の解約に伴い生ずる「平均的な損害の額」をどのように算定したかを明らかにすることは必ずしも容易ではない。もとより解約に伴い事業者が生ずる損害の賠償額を予定する条項を定めるに当たっては、そうした資料をもとに、事業者が一定の金額を定めていることからすると、事業者において、それらの資料からどのように「平均的な損害の額」を算定したかの説明がなされることが必要である。

こうした視点を踏まえると、「平均的な損害の額」の算定根拠の明示を求める制度²¹（積極否認の特則）や、事業者に「平均的な損害の額」の根拠資料の提出を求める制度²²（文書提出命令の特則）は、これらを組み合わせることで、より適切な争点整理及び証拠調べを実現し、審理促進の効果を発揮すると考えられる。

¹⁷ 本研究会第5回資料2、3頁以下。

¹⁸ 本研究会第5回資料2、3頁、表1によると、例えば、I型の事例では、「平均的な損害の額」の算定根拠となる資料につき、携帯電話の月別純利益、解約件数データ、式場別解約件数、再販売件数、粗利率等のデータ等。

¹⁹ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条は、開示請求の対象とすべき情報の範囲につき、「当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）」としており、総務省令では、開示の対象とすべき情報の範囲として、①発信者情報その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称及び住所、②発信者の電子メールアドレス、③侵害情報に係るアイ・ピー・アドレスおよびポート番号、④侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号等（携帯電話端末等の契約者固有ID）、携帯電話端末等のSIMカード識別番号、⑥侵害情報が送信された年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）を規定している。

²⁰ 会社法や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）の規定では、提出命令の対象となる文書を「会計帳簿」という限度で特定したうえで提出を命ずることとしているものがある（会社法第434条、一般社団・財団法人法第122条）。

²¹ 第5回資料2（消費者庁提出資料）16頁、案②—1。

²² 第5回資料2（消費者庁提出資料）18頁、案②—2。

これらの考え方を踏まえ、秘密保持に配慮した仕組みについて、どのように考えるか。

ウ 秘密保持義務を課す際の要件について

本規定案は、文書提出命令の除外事由の有無の審理をめぐり審理期間が長期化しているという現状を踏まえ²³、(2)に掲げた要件を満たした場合には原則として命令を発出することとしつつ、できる限り簡易かつ迅速な審査により相手方当事者（消費者又は適格消費者団体）に秘密保持義務を課すことを想定している。

この点について、特許法第105条の4は、訴訟記録中に営業秘密が記載されていること等、一定の事由に該当することにつき疎明があった場合に限り、訴訟記録の閲覧等の請求ができる者を当事者に制限することとしており、その是非の判断を疎明²⁴に基づき行うとすることで審査負担の一定の軽減を図っていると考えられる。このことからすると、本規定案においても同様に、相手方当事者（消費者又は適格消費者団体）に秘密保持義務が課せられる場合を、事業者が一定の事由が存在することを疎明した場合とすることが考えられるが、どのように考えるか。

[検討のまとめ]

- 本規定案の利用主体を適格消費者団体に限定することについて、どのように考えるか。
- 秘密保持に配慮した仕組みとして、①当該事案の解約料が「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いなど、提出が真に必要な旨の何らかの認定をまず経た上で命令が行われることとすることや、②対象となる文書をあらかじめ限定したうえで、その範囲内で提出義務を課すことについて、どのように考えるか。
- 事業者の申立てにより、相手方当事者（消費者又は適格消費者団体）に秘密保持義務が課されるための要件につき、それが必要かどうかを踏まえ、どのように考えるか。

²³ 第5回資料2（消費者庁提出資料）17頁。

²⁴ 疎明とは、事実の存在が一応確からしいといった、確信よりも低い心証で足りる場合、あるいは、それを得させるために証拠を提出する当事者の行為をいう（裁判所職員総合研修所監修「民事訴訟法講義案再訂版」180頁）。

2. 適格消費者団体による実体法上の資料提出請求権

〔第5回における事務局提案〕²⁵

【②—3案】（適格消費者団体による実体法上の資料提出請求権）

- 適格消費者団体が、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の差止請求権を行使する場合には、当該適格消費者団体は、事業者に対し、平均的な損害の額の算定に必要な情報の開示を請求することができる。

（1）本研究会における議論の状況

研究会では、適格消費者団体に実体法上の資料提出請求権を付与する規定を設けるという考え方について、訴訟になる以前に資料を提出させることは早期の紛争解決に繋がり望ましいとする意見や、主体となる適格消費者団体は、守秘義務等の法的な手当てがなされていることから、本規定案で情報開示を請求する主体としてふさわしいという意見があった。また、民事訴訟法上の提出義務文書（同法第220条第2号）に該当する可能性があることから、訴訟法上も意義があるという指摘があった。他方で、更に検討すべき課題として、概要、以下の指摘があった。

まず、実体法上の資料提出請求権を付与する規定を検討する場合には、その根拠や成立要件についても整理が必要であるとの指摘があった。次に、訴訟において資料の提出を求める際には資料の特定が必要であるところ、どのような方法で特定を行うのか、強制執行が可能な程度に特定ができるのか、という指摘があった。また、適格消費者団体のみならず、特定適格消費者団体にも資料提出請求権を付与することにより、被害回復裁判手続において資料の提出を求めることができるようにすべきではないかという指摘があった。

（2）検討

ア 情報収集を行うための規定の整備

適格消費者団体の差止請求権は、少額でありながら高度な法的問題を孕む紛争が拡散的に多発するという消費者取引の特性に鑑み、同種紛争の未然防止・拡大防止を図る観点から付与されるものである。適格消費者団体が差止請求権を行使するに当たっては、消費者被害の状況を適切に把握することが前提となることから、情報

²⁵ 第5回資料2（消費者庁提出資料）の20頁。

収集を行うための規定の整備を行う必要がある²⁶。特に、消費者が請求を受けた解約料の金額が不当であるかどうかの判断には、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を把握することが不可欠であるところ、その額はその事業者に固有のものであり、その把握のために必要な資料は主として事業者が保有していることからすると、差止請求権に関し付随的なものとして、適格消費者団体に対し、「平均的な損害の額」に関する資料の収集をするための根拠を付与することが適切であると考えられる²⁷。

その要件については、適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するものであり、かつ、濫用的な差止請求を実施することができないとされているところであるが、これらに加えて、さらに提出が真に必要な場合に限り、権限が行使できるものとするとも考えられる。

具体的には、例えば、当該事案の解約料が「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いことなど（例えば、当該業種における標準約款等の解約料の水準と比較して著しく高額であること、一定の契約期間が存在する場合に、中途解約しても残期間分全額を解約料として請求していること等）を要件として資料提出請求権を認めるとすることが考えられる。これについて、どのように考えるか。

なお、提出された資料の秘密保持については、適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定を受け、消費者庁の監督の下、守秘義務その他の規定を順守することが義務付けられていることをどのように評価するか。

イ 提出を求める資料の特定について

事業者と適格消費者団体とは競業関係に立たないことや、損害賠償額の予定又は違約金の定めは事業者が自ら設定したものであることを踏まえ、事業者の予測可能性を担保するとともに営業秘密該当性をめぐり審理を省力化するという観点から、対象となる文書をあらかじめ限定したうえで、その範囲内で提出義務を課すこととするということも考えられる。

²⁶ 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じ、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護をするために差止請求権を適切に行使する上で必要な限度において、その保有する情報を提供することができるとされている（法第40条第1項）。ただし、提供される情報は、全国消費生活情報ネットワークシステム等に蓄積された消費生活相談に関する情報であって、「平均的な損害の額」に関する事業者の内部情報の提供を求めることができるわけではない。

²⁷ 本研究会のヒアリングにおいては、適格消費者団体が「平均的な損害の額」の資料の開示を訴訟外で求めた場合にも応じてもらえない場合が多く、計算の根拠となる資料開示まで伴うことはほぼないため、消費者側としては、信用性判断が難しいとの指摘がある（本研究会第5回資料1（五條弁護士提出資料））。

この点、前述のように、会社法や一般社団・財団法人法の規定では、提出命令の対象となる文書が特定されており、当事者が文書提出命令に従わない場合の効果が生じるものとされている²⁸。この点について、平均的な損害の額の根拠となる資料については、損害類型が明らかとなれば、その根拠となる資料²⁹をあらかじめ特定することは一定の範囲内では可能であるとも考えられる。

そこで、例えば、同一事業者が締結する多数の同種契約における売り上げデータ、解約件数データなど³⁰、「平均的な損害の額」の立証に必要と考えられる文書を具体的に特定したうえで、適格消費者団体が情報収集を行うための規定を整備することにつき、どのように考えるか³¹。

〔検討のまとめ〕

- 適格消費者団体が情報収集を行うための規定を整備するに当たり、一定の要件を設けることについて、どのように考えるか。例えば、当該事案の解約料が「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いことを疎明した場合に、資料提出請求権を認めるという考え方について、どのように考えるか。
- 「平均的な損害の額」の立証に必要と考えられる文書を具体的に特定したうえで、適格消費者団体に実体法上の資料提出請求権を付与する規定を設けることについて、どのように考えるか。

²⁸ 会社法第 434 条、一般社団法人・財団法人法第 122 条。

²⁹ 本研究会第 5 回資料 2、3 頁以下。

³⁰ 本研究会第 5 回資料 2、3 頁、表 1 によると、例えば、I 型の事例では、「平均的な損害の額」の算定根拠となる資料につき、携帯電話の月別純利益、解約件数データ、式場別解約件数、再販売件数、粗利率等のデータ等。

³¹ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条は、開示請求の対象とすべき情報の範囲を具体的に定めている（注 9 参照）。

【参照条文】

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（秘密保護のための閲覧等の制限）

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

- 一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第三百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2～5（略）

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）

（査証人に対する査証の命令）

第五十五条の二 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持し、又は管理する書類又は装置その他の物（以下「書類等」という。）について、確認、作動、計測、実験その他の措置をとることによる証拠の収集が必要であると認められる場合において、特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、かつ、申立人が自ら又は他の手段によつては、当該証拠の収集を行うことができないと見込まれるときは、相手方の意見を聴いて、査証人に対し、査証を命ずることができる。ただし、当該証拠の収集に要すべき時間又は査証を受けるべき当事者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。

2～4（略）

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）

（発信者情報の開示請求等）

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

2～4 （略）

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成十四年総務省令第五十七号）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称

二 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所

三 発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

四 侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（インターネットに接続された電気通信設備（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。）

五 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（電気通信事業法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうちその一端がブラウザを搭載した携帯電話端末等と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。以下同

じ。)の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者(同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。)により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であつて、電気通信(同法第二条第一号に規定する電気通信をいう。)により送信されるものをいう。以下同じ。)

六 侵害情報に係るSIMカード識別番号(携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいい、携帯電話端末等に取り付けて用いるものに限る。)を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。)のうち、当該サービスにより送信されたもの

七 第四号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、第五号の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別番号に係る携帯電話端末等又は前号のSIMカード識別番号(携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものに限る。)に係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

○会社法(平成十七年法律第八十六号)

(会計帳簿の提出命令)

第四百三十四条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)

(会計帳簿の提出命令)

第二百二十二条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

○消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)

(適格消費者団体への協力等)

第四十条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権

を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

- 2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

○消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）

（事業者の責務等）

第五条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

一～五（略）

- 2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。